

第22期第9回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和4年6月3日（金） 14：00～14：35

II 場 所：相馬会場（主会場） 福島県水産資源研究所 3階会議室
（相馬市光陽一丁目1番14）
いわき会場（副会場） 福島県水産会館 1階研修室
（いわき市中央台飯野4丁目3-1）

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

(1) 議案

- 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（まさば及びごまさば太平洋系群）（諮問・答申）
- 議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について（くろまぐろ（小型魚））（諮問・答申）
- 議案第3号 沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について
- 議題第4号 河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について
- 議題第5号 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について

6 閉会

IV 委員の定数 15名

V 出席者

1 委 員（15名）

(1) 出席者 14名

今野 智光	会長	鈴木 哲二	会長代理	今泉 浩一	委員
狩野 一男	委員	平 仁一	委員	永瀬 哲浩	委員
森田 政利	委員	山下 博行	委員	渡邊 登	委員
吉田 康男	委員	川邊 みどり	委員	委員（WEB参加）	
久保木 幸子	委員	渡邊 千夏子	委員	委員（WEB参加）	

宮下 朋子 委員 (WEB参加)

(2) 欠席者 1名

吉田 数博 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長 (併) 海区事務局長	石田 敏則
水産課主任主査	成田 薫
水産事務所長	山廻邊 昭文
水産事務所主任主査	千代窪 孝志
水産海洋研究センター所長	水野 拓治
水産資源研究所長	山本 達也
海区事務局 主幹 (業務担当)	根本 芳春
〃 副主査	宗形 莉苗
〃 主事	熊田 湧樹
〃 主事	伊東 亮太
〃 主事	金子 正子

1 開会 (13:30～)

事務局 (根本主幹)	それでは、定刻となりましたので、これより第22期第9回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
---------------	---

2 会長挨拶

事務局 (根本主幹)	それでは、会長より御挨拶をお願いいたします。
会 長	<p>本日は、お忙しい中、第22期第9回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、日程調整の結果、操業日の開催となりましたことから、操業に支障を来さないよう、前回同様に相馬といわきの2会場での開催といたしました。また、川邊委員、渡邊委員、宮下委員にはWEBでの御参加をいただいております。委員の皆様には御協力をいただきありがとうございます。</p> <p>さて、本日は、知事部局からの諮問2議題、委員会指示3議題を予定しております。</p> <p>十分に御協議いただければと思います。よろしく申し上げます。</p>

3 出席状況報告

事務局 (根本主幹)	<p>次に、委員の出席状況を御報告いたします。</p> <p>本日は吉田数博委員を除く14名の御出席をいただいております。このうち、相馬会場が6名、いわき会場が5名の御出席、また、川邊委員、渡邊千夏子委員、宮下委員におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定における、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。</p> <p>よって、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。</p>
---------------	---

4 議事録署名人選出

事務局 (根本主幹)	<p>議事に先立ち議事録署名人を選出いたします。</p> <p>福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。</p> <p>では、会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、議事録署名人には、鈴木委員、永瀬委員を指名いたします。</p> <p>両委員には、よろしくをお願いいたします。</p>
両委員	(「はい」)

5 議題

事務局 (根本主幹)	<p>これより、議事に入ります。</p> <p>議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条</p>
---------------	--

	<p>第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。 会長、よろしく願いいたします。</p>
<p>(1) 議案</p>	
<p>議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（まさば及びごまさば太平洋系群）（諮問・答申）</p>	
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第1号 「特定水産資源の漁獲可能量について（まさば及びごまさば太平洋系群）（諮問・答申）」を議題とします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
<p>石田課長</p>	<p>議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について御説明申し上げます。 資料5ページをお開きください。 令和4年5月17日付け4生流第738号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 今回の諮問は、特定水産資源のうち「まさば及びごまさば太平洋系群」に関して、令和4年7月1日から令和5年6月30日までの令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を定めるため、漁業法の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるものです。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしく願いいたします。</p>
<p>成田主任 主査</p>	<p>はい、議長。水産課成田です。議案第1号の内容について御説明いたします。 資料7ページをお開きください。 1の概要を御覧ください。 今回の諮問の概要を御説明いたします。 特定水産資源の漁獲可能量のうち各都道府県へ配分される数量は、漁業法の規定に基づき農林水産大臣が定めますが、今般、「まさば及びごまさば太平洋系群」の令和4年7月1日から令和5年6月30日までの令和4管理年度における漁獲可能量について、昨年と同様、本県へも配分がなされました。 これを受けまして、知事は、福島県資源管理方針に即して、知事が管理する区分における漁獲可能量を定めることとなりますので、貴委員会の意見を求めるものでございます。 なお、資料の本文中では「配分が見込まれる」となっておりますが、国から正式に配分の通知がありましたので、本日お配りした資料により御説明いたします。</p>

	<p>本日お配りしました資料を御覧ください。</p> <p>令和4年5月25日付けで農林水産大臣から知事に通知されました、まさば及びごまさば太平洋系群等に関する当初配分に係る通知文の写しでございます。</p> <p>通知の下半分にある表を御覧ください。</p> <p>表の上から2番目の欄、特定水産資源のうち「まさば及びごまさば太平洋系群」の部分をお覧ください。</p> <p>左から2番目の欄、国から本県に対し定められた都道府県別漁獲可能量は、昨年と同様「現行水準」とされました。</p> <p>表の一番右の欄、現行水準の場合の目安数量も、昨年と同様「100トン未満」と定められました。</p> <p>この「現行水準」とは、福島県資源管理方針に基づき、現状並の漁獲努力量により管理を行うもので、採捕することができる数量の上限は具体的には明示されていませんが、過去の実績に基づき100トンを目安に管理を行うものです。</p> <p>国が定める都道府県に配分する数量や目安数量は、過去3か年の漁獲実績を基に定められますが、本県においては、東日本大震災以降、通常の操業が行えない状況が続いていたことから、昨年と同様に、震災前の平成20年から平成22年の3か年の漁獲実績に基づき算定され、都道府県別漁獲可能量は「現行水準」、目安数量は「100トン未満」と定められました。</p> <p>資料6ページを御覧ください。</p> <p>県報に登載し、告示する案でございます。</p> <p>資料中程より上をお覧ください。</p> <p>1の「都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量」は、国からの通知のとおり「現行水準」としております。</p> <p>2の「知事管理区分に配分する数量」は、福島県資源管理方針で定める「漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」に基づき、全量を福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業に配分することといたします。</p> <p>なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろし

	いですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第1号、令和4年5月17日付けで知事から諮問のありました「特定水産資源の漁獲可能量について」は、異議無しで答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	<p>相馬、いわき会場、また、WEBで御参加の川邊委員、渡邊委員、宮下委員についても確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第1号について「異議なし」で答申することに決定されました。</p>
議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について（くろまぐろ（小型魚））（諮問・答申）	
議長	<p>それでは、議案第2号</p> <p>「特定水産資源の漁獲可能量の変更について（くろまぐろ（小型魚））（諮問・答申）」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いいたします。</p>
石田課長	<p>議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について御説明申し上げます。</p> <p>資料9ページをお開きください。令和4年5月17日付け4生流第553号で貴委員会へ諮問しております。</p> <p>今回の諮問は、特定水産資源のうち「くろまぐろ」に関して、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4管理年度における国から都道府県に配分されている都道府県別漁獲可能量に変更されましたことから、知事が定める知事管理漁獲可能量を変更する必要があるため、漁業法の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	よろしく申し上げます。
成田主任 主査	<p>はい、議長。水産課成田です。議案第2号の内容について御説明いたします。</p> <p>資料11ページをお開きください。</p> <p>1の概要を御覧ください。</p> <p>今回の諮問の概要を御説明いたします。</p> <p>特定水産資源のうちくろまぐろについて、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4管理年度における当初の知</p>

事管理漁獲可能量は、今年1月に貴委員会へ諮問の上決定し、令和4年3月29日に告示しております。

今般、国において定める都道府県別の漁獲可能量が、漁業法第15条第6項の規定に基づき変更されたことから、知事は、福島県資源管理方針に即して、知事が管理する区分における漁獲可能量を変更することとなりますので、貴委員会の意見を求めるものです。

資料12ページをお開きください。

令和4年4月26日付けで農林水産大臣から知事に通知されました、くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に関する通知文の写しでございます。

変更された内容については、資料中程の表を御覧ください。

くろまぐろのうち30kg未満の小型魚について、11.7トンから13.3トンに変更されました。

くろまぐろのうち30kg以上の大型魚については、1.0トンから変更はありません。

資料11ページにお戻りください。

4の変更の内容を御覧ください。

先ほど御覧いただいた、国から通知された数量に基づき、くろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量を11.7トンから13.3トンに変更いたします。

当初の数量より1.6トン増えておりますが、これは、昨年の管理期間、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3管理年度中に獲り残した数量を令和4管理年度へ繰越したものが各都道府県へ配分されたことから、数量が変更されたものです。

なお、くろまぐろ（大型魚）につきましては、本県に対しては混獲があった場合の管理分として配分されている数量であるため、追加配分はされておられません。

資料10ページを御覧ください。

県報に登載し、告示する案でございます。

資料中程の第1 くろまぐろ(小型魚)の部分を御覧ください。

1の「都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量」は、国からの数量変更の通知に基づき「13.3トン」といたします。

2の「知事管理区分に配分する数量」は、福島県資源管理方針

	<p>で定める「漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」に即して、全量を福島県くろまぐろ（小型魚）漁業に配分することといたします。</p> <p>第2のくろまぐろ（大型魚）については、変更ございません。</p> <p>なお、福島県くろまぐろ漁業とは、本県に住所のある者がくろまぐろを採捕する漁業を指すもので、漁法を特定するものではなく、知事がくろまぐろについて漁獲量の管理を行う区分の名称でございます。</p> <p>本県におけるくろまぐろの採捕は、主にひき釣りにより行われておりますが、国から配分を受けた数量を、水域や漁法、採捕する時期により区分せず、県で一体として漁獲量を管理していくこととしております。</p> <p>くろまぐろに関する漁獲可能量の告示に関しましても、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	（質疑なし）
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	（「はい」との声あり）
議 長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第2号、令和4年5月17日付けで知事から諮問のありました「特定水産資源の漁獲可能量の変更について」は、異議無しで答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。</p>
各委員	（挙手総員）
議 長	相馬、いわき会場、また、WEBで御参加の川邊委員、渡邊委員、宮下委員についても確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第2号について「異議なし」で答申することに決定されました。
議案第3号 沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について	
議 長	<p>それでは、議案第3号「沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。</p> <p>詳細については事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	はい、それでは説明いたします。沖合天然礁はえなわ漁業に関

(根本主幹)

する委員会指示について。

資料は13ページからとなります。はじめに14ページの操業の禁止区域の地図を御覧ください。

この指示は、富岡川以南の水深100メートルより深いところにある沖合天然礁において、マダラを対象としたはえなわ漁業を操業する場合、旧ガス田正東線以南は水深300メートルまでを操業禁止区域とするものです。

資料の15ページを御覧ください。

指示発動までの経緯等について、御説明いたします。

昭和57年から59年にかけて、沖合の天然礁で、県外はえなわ船の操業が目立つようになり、この操業に対して、地元漁業者から排除の要望が出され、昭和60年の委員会で指示の発動が決定されました。

指示内容等の推移については、表に示したとおりで、平成2年6月に、県内船のみを対象とした承認枠数を決定し、平成16年からは、事務局が提案した新たな調整内容について、漁業者協議会、説明会等で検討を重ね、最終的には、平成20年2月の漁業者協議会で内容の継続が決定され、現在に至っております。

なお、本県分の承認枠は、いわき市漁協の勿来支所3、小浜1、江名町3、豊間1、沼之内1、四倉2、久之浜3、小名浜底曳漁協3の合計17隻で、他県への枠はございません。

16ページを御覧ください。承認及び操業の実績を示しました。震災後は、平成27年度にいわき市漁協勿来支所の3隻を承認し、平成30年度以降は、江名町支所所属船1隻を加えた4隻を承認しております。

同じページの表1、図1にいわき地区におけるマダラの漁獲データを示しております。平成27年は、試験操業により、747kgの実績がありましたが、以降はございません。

現在、本県海域は、本格操業には至っておりませんが、今後、操業が拡大していけば、従来同様の操業秩序の確保が必要ですので、従来同様の委員会指示の発動を御提案いたします。

資料13ページを御覧ください。委員会指示の案について示しております。これまでと同じ内容となっております。概要を説明いたします。

操業の承認ですが、富岡川河口中央から正東の線以南の水深100m以深の福島県海域においてはえなわ漁業を営む者は、使

	<p>用する船舶毎に委員会の承認を受けなければなりません。</p> <p>承認の対象船舶は総トン数7トン未満です。</p> <p>操業期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までです。</p> <p>制限又は条件です。</p> <p>1 操業の禁止区域は、北緯37度17分49秒以南の水深100mから300mの福島県の海域です。</p> <p>2 承認証の備え付け及び標識の表示</p> <p>承認を受けた者は、承認証を船内に備え付けるとともに、ここに示している標識を船橋の両側に表示しなければなりません。</p> <p>3 操業の協定</p> <p>他種漁業と競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、遵守しなければなりません。この場合、協定が締結されるまでの間は競合等が生じない海域に移動しなければなりません。</p> <p>この指示に違反したときは、承認を取り消すことがあります。指示の有効期間は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までです。</p> <p>説明は、以上でございます。御審議を、よろしくお願いいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第3号「沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について」は、原案どおり発動することに、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、WEBで御参加の川邊委員、渡邊委員、宮下委員についても確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり発動することに決定されました。
議案第4号	河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について
議長	<p>それでは、議案第4号「河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。</p> <p>詳細については事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局 (根本主幹)	<p>議案第4号 河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について</p> <p>資料は17ページからです。はじめに、18ページを御覧ください。この指示は昭和56年から発動されております。河口付近に集まるサケの河川遡上を保護し、増殖事業に必要な親魚の確保を促すものです。福島県漁業調整規則第41条の2により、河口付近において、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業の操業が禁止されていますが、これに加え、自由漁業である「はえなわ漁業」についても委員会指示で禁止するものです。禁止期間は調整規則と同じ10月15日～11月14日の1ヶ月間を設定しております。</p> <p>資料の19ページを御覧ください。表1にサケの採捕尾数、4年前の稚魚放流数、回帰率等を整理して示しております。</p> <p>令和3年の採捕尾数は、海面、河川合わせて1,431尾と極めて少ない数でした。</p> <p>資料の17ページを御覧ください。委員会指示の案について示しております。</p> <p>内容としては、福島県漁業調整規則第41条の2第1号、2号、3号、4号及び第5号に規定する区域においては、令和4年10月15日から同年11月14日までの間は、はえなわ漁業を営んではならないとするものでございます。</p> <p>資料の20ページを御覧ください。委員会指示によるはえなわ禁止区域の概念図を示してございます。</p> <p>以上で御説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	〔はい〕との声あり
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第4号「河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について」は、原案どおり発動することに、賛成の委員の皆様の手を申し上げます。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、WEBで御参加の川邊委員、渡邊委員、宮下委員についても確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり発動することに決定されました。
議案第5号 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について	
議長	それでは、議案第5号「小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について」を議題とします。

	<p>詳細については事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (根本主幹)</p>	<p>はい、御説明いたします。</p> <p>議案第5号 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について</p> <p>資料は21ページからになります。</p> <p>この指示は、小型定置漁業の保護のため、その設置場所周辺で、他の漁業の操業を制限するもので、昭和37年から発動されております。</p> <p>資料の22ページを御覧ください。</p> <p>定置・小型定置漁業の保護区域の指示発動の経緯等について、御説明いたします。</p> <p>まず、昭和26年の委員会で定置漁業免許後に適宜保護区を指示することが決定され、昭和27年に、「前後沖側各750メートル」の委員会指示が発動されました。</p> <p>資料の23ページを御覧ください。その後の経過は、指示内容等の推移に示したとおりですが、昭和37年以降、小型定置にも保護区域を設定し、昭和48年に大型定置と小型定置のそれぞれの指示を一本化し、平成15年には大型定置漁業がなくなったため対象漁業から削除し、指示の有効期間を5年から1年に変更しております。</p> <p>なお、定置網の震災前の操業実績は、共同漁業権漁業の「磯部のいわし・さば小型定置網が1」及び「鹿島のさけ角網が2」で、知事許可漁業の小型定置網が「原釜1」、「磯部1」、「鹿島2」で、全部で7ヶ統でした。</p> <p>東日本大震災により漁具が被害を受け、その後知事許可の申請が無かったことから、平成29年以降、指示の発動はございませんでしたが、令和2年11月に相馬双葉漁協から知事許可の申請があり、磯部、鹿島に1つずつ計2つの許可が発出されております。今後は、操業拡大を目指し、操業の再開が見込まれることから、従来同様の委員会指示の発動を御提案するものでございます。</p> <p>委員会指示の案については、資料21ページのとおりです。概要を御説明いたします。</p> <p>保護区域は、網漁具張り立ての位置から、前面500m、後面500m及び沖面500mの連絡線によって囲まれた区域です。</p> <p>禁止する漁業種類は、まき網、固定式刺し網、流し網、機船船びき網、かご、どう及びつぼの各漁業でございます。</p> <p>指示の有効期間は令和4年9月1日から令和5年8月31日までです。</p> <p>説明は、以上でございます。御審議を、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の説明に対して、御質疑はありますか。</p>

各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第5号「小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について」は、原案どおり発動することに、賛成の委員の皆様の手をお願いたします。
各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、WEBで御参加の川邊委員、渡邊委員、宮下委員についても確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり発動することに決定されました。
6 閉会	
議長	これで予定された議題については終了しました。これを持ちまして、第22期第9回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。 皆さま、お疲れ様でした。

令和4年6月3日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長 : 今野 智光 



議事録署名人 : 鈴木 哲二 

議事録署名人 : 永瀬 哲浩 

